



2024年1月11日

各 位

会社名 大和ハウス工業株式会社
(コード番号: 1925 東証プライム市場)
代表者名 代表取締役社長 芳井 敬一
問合せ先 常務執行役員 I R 室長 山田 裕次
電話番号 (06) 6225-7804

**当社の取締役を兼務しない執行役員に対する
事後交付型譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入
に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役を兼務しない執行役員（以下「対象執行役員」といいます。）に対する事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅰ」といいます。）及び業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅱ」といいます。本制度Ⅰ及びⅡをあわせて、「本制度」と総称します。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

当社は、対象執行役員に対して、本制度に基づき、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を付与することにより、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与と、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的としております。

2. 本制度の概要

本制度は、対象執行役員に対し、本制度Ⅰにおいては、対象執行役員の職務執行期間である事業年度（当初は第85期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）を対象とします。）の期間（本制度Ⅰにおいて、以下「役務提供期間」といいます。）に応じた数の当社株式及び本制度Ⅱにおいては、単年事業年度（当初は第85期事業年度を対象とし、本制度Ⅱにおいて、以下「業績評価期間」といいます。）における業績に連動した数の当社株式を付与する株式報酬制度です。ただし、当社株式の発行又は処分の日までに、当社株式の株式分割（当社株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他本制度に基づき発行又は処分をされる当社株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整いたします。なお、その1株当たりの払込金額は株式の割当てに関する取締役会決議（以下「交付取締役会決議」といいます。）の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値とします。以下同じ。）を基礎として当該当社株式を引き受ける対象執行役員に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

3. 本制度Ⅰの概要

本制度Ⅰは、対象執行役員が役務提供期間中、継続して当社の取締役を兼務しない執行役員の地位（以下「執行役員の地位」といいます。）にあったことを条件として、対象執行役員に金銭報酬債権を支給し、対象執行役員は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことで、当社株式について、発行又は処分を受ける株式報酬制度です。

当社株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象執行役員との間で、①当社株式の払込期日から当社又は

当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又はその他これに準じる地位（以下「役職員等の地位」といいます。）を退任又は退職するまでの間、当社株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当社株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は対象執行役員が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

（1）本制度Ⅰにおける金銭報酬債権の額及び最終交付株式数の算定方法等

（i）金銭報酬債権の額の算定方法

各対象執行役員に対して支給する金銭報酬債権の額は、本制度に基づき、対象執行役員に対して最終的に交付される株式数（以下「最終交付株式数」といいます。）に、1株当たりの払込金額を乗じた額といたします。

（ii）最終交付株式数及び最終支給金銭額の算定方法

最終交付株式数は、基準となる株式数（本制度Ⅰにおいて、以下「基準交付株式数」といいます。）に、在任期間に応じて定められた係数（以下「在任期間係数」といいます。）を乗じた株式数といたします。

ただし、①役務提供期間の終了日（本制度Ⅰにおいて、以下「権利確定日」といいます。）前に、定年、当社の取締役若しくは監査役の就任又は当社グループ内における転籍その他正当な理由により、執行役員の地位を退任した場合（死亡による場合を除きます。）、又は、②権利確定日以後当社株式の発行又は処分の日までに、定年又は任期満了その他正当な理由により、役職員等の地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合（死亡による場合を含みます。）は、最終交付株式数に、当該退任又は退職の日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値（ただし、当該退任又は退職の日が交付取締役会決議日以後の場合、交付取締役会決議に基づく払込金額とします。））を乗じた額の金銭（以下「最終支給金銭額」といいます。）を退任又は退職後一定期間内に支給いたします。

（本制度Ⅰにおける最終交付株式数及び最終支給金銭額の算定式）

$$\text{最終交付株式数} = A) \text{基準交付株式数} \times B) \text{在任期間係数}$$

$$\begin{aligned} \text{最終支給金銭額} &= \text{最終交付株式数} \times \text{上記 (1) (ii) で定める退任又は退職の日の当社株式の終値} \\ &\quad (\text{同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値（ただし、当該退任又は退職の日が交付取締役会決議日以後の場合、交付取締役会決議に基づく払込金額とします。)}) \end{aligned}$$

(※1) 最終交付株式数に1株未満の端数が生じる場合、これを切り捨てます。

(※2) 最終支給金銭額に1円未満の端数が生じる場合、これを切り捨てます。

A) 基準交付株式数

各対象執行役員における基準交付株式数は当社の取締役会において予め定めるものといたします。

B) 在任期間係数

| | |
|----------|----------------------------|
| 在任期間係数 = | 在任した月数 役務提供期間に係る月数 (12) |
|----------|----------------------------|

(※3) 在任した月数は役務提供期間の対象となる事業年度の4月から対象執行役員が執行役員の地位を退任した日を含む月までの月数とします。

(※4) 在任期間係数が1を超える場合は、1とします。

（2）対象執行役員に対する支給条件

権利確定日前に、対象執行役員が死亡による退任の場合には、本制度Ⅰに基づく株式の交付又は金銭の支給はいたしません。また、役務提供期間の開始日より後に新たに就任した取締役を兼務しない執行役員は、対象といいたしません。

同様に、対象執行役員が、権利確定日前に、正当な理由なく執行役員の地位を退任したこと及び一定の非違行為があつたこと等、当社規定に定める権利喪失事由に該当した場合も、株式の交付又は金銭の支給はいたしません。

（3）組織再編等における取扱い

当社は、本制度Ⅰに基づく当社株式の発行又は処分の日の前日までの間に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関する当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会とします。）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度Ⅰに基づく当社株式の発行又は処分の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）、当社株式に代わり、役務提供期間開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等に応じて合理的に調整した基準交付株式数に、当該組織再編等の承認日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値（ただし、当該承認日が交付取締役会決議日以後の場合、交付取締役会決議に基づく払込金額とします。）を乗じて得られた金額の金銭を当該組織再編等の承認後一定期間内に支給いたします。

4. 本制度Ⅱの概要

本制度Ⅱは、業績評価期間の業績目標達成度に応じて、対象執行役員に金銭報酬債権を支給し、対象執行役員は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことで、当社株式について、発行又は処分を受ける株式報酬制度です。

当社株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象執行役員との間で、①当社株式の払込期日から、役職員等の地位を退任又は退職するまでの間、当社株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当社株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は対象執行役員が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

（1）本制度Ⅱにおける金銭報酬債権の額及び最終交付株式数の算定方法等

（i）金銭報酬債権の額の算定方法

各対象執行役員に対して支給する金銭報酬債権の額は、本制度Ⅱに基づき、対象執行役員に対して最終的に交付される株式数（本制度Ⅱにおいて、以下「最終交付株式数」といいます。）に、1株当たりの払込金額を乗じた額といたします。

（ii）最終交付株式数及び最終支給金銭額の算定方法

最終交付株式数は、基準となる株式数（本制度Ⅱにおいて、以下「基準交付株式数」といいます。）に、業績目標の達成状況に応じて定められた係数（以下「業績目標達成係数」といいます。）を乗じた株式数といたします。

ただし、業績評価期間の終了日（本制度Ⅱにおいて、以下「権利確定日」といいます。）以後当社株式の発行又は処分の日までに、定年又は任期満了その他正当な理由により、役職員等の地位を退任又は退職した場合（死亡による場合を含みます。）は、最終交付株式数に、当該退任又は退職の日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値（ただし、当該退任又は退職の日が交付取締役会決議日以後の場合、交付取締役会決議に基づく払込金額とします。））を乗じた額の金銭（本制度Ⅱにおいて、以下「最終支給金銭額」といいます。）を支給いたします。

(本制度Ⅱにおける最終交付株式数及び最終支給金額の算定式)

最終交付株式数=A) 基準交付株式数×B) 業績目標達成係数

最終支給金額=最終交付株式数×上記（1）（ii）で定める退任又は退職の日の当社株式の終値
(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値(ただし、当該退任又は退職の日が交付取締役会決議日以後の場合、交付取締役会決議に基づく払込金額とします。))

(※5) 最終交付株式数に1株未満の端数が生じる場合、これを切り捨てます。

(※6) 最終支給金額に1円未満の端数が生じる場合、これを切り捨てます。

A) 基準交付株式数

各対象執行役員における基準交付株式数は当社の取締役会において予め定めるものといたします。

B) 業績目標達成係数

業績目標達成係数は、当社の第7次中期経営計画で定める環境指標（CO₂排出量削減（事業活動）及びCO₂排出量削減（建物使用段階）並びにCDP気候変動スコア）とし、業績評価期間に係る確定した数値に基づいて、下表①～③に従って算出される業績目標達成度の係数を以下の算定式に基づき、算出いたします。

(業績目標達成係数の算定式)

業績目標達成係数={(①CO₂排出量削減（事業活動※¹）+②CO₂排出量削減（建物使用段階※²）}×③CDP気候変動※³スコア}

※1 当社グループの事務所、工場、施工現場、事業用施設等におけるCO₂排出量

※2 当社グループが販売、開発した住宅や建築物の使用段階におけるCO₂排出量

※3 国際NPO「CDP」が世界14,000社以上の企業等を対象に調査するもので、気候変動への対応や戦略等について8段階で評価し、その結果を機関投資家等と共有している

①CO₂排出量削減（事業活動）及び②CO₂排出量削減（建物使用段階）

| 業績目標達成度 | 業績目標達成度の係数 |
|--------------|------------|
| 100%以上 | 0.5 |
| 80%以上 100%未満 | 0.4 |
| 60%以上 80%未満 | 0.3 |
| 40%以上 60%未満 | 0.2 |
| 20%以上 40%未満 | 0.1 |
| 20%未満 | 0 |

③CDP気候変動スコア

| CDP気候変動スコア | 業績目標達成度の係数 |
|------------|------------|
| A | 1.20 |
| A- | 1.10 |
| B | 1.00 |
| B- | 0.95 |
| C | 0.90 |

| | |
|----------------|------|
| C ⁻ | 0.85 |
| D | 0.80 |
| D ⁻ | 0.75 |

(2) 対象執行役員に対する支給条件

権利確定日前に、対象執行役員が執行役員の地位を退任した場合には、理由の如何を問わず、本制度Ⅱに基づく株式又は金銭の支給はいたしません。また、業績評価期間の開始日より後に新たに就任した取締役を兼務しない執行役員は、対象といません。

同様に、対象執行役員が、権利確定日前に、一定の非違行為があつたこと等、当社規定に定める権利喪失事由に該当した場合も、株式又は金銭の支給はいたしません。

(3) 組織再編等における取扱い

当社は、業績評価期間の対象となる事業年度に係る定時株主総会の日より前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度Ⅱに基づく当社株式の発行又は処分の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）、株式又は金銭の支給はいたしません。

また、当社は、業績評価期間の対象となる事業年度に係る定時株主総会の日以後、かつ、本制度Ⅱに基づく当社株式の発行又は処分の日の前日までの間に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会とします。）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度Ⅱに基づく当社株式の発行又は処分の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）、当社株式に代わり、本制度Ⅱにおける最終交付株式数に、当該組織再編等の承認日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値（ただし、当該承認日が交付取締役会決議日以後の場合、交付取締役会決議に基づく払込金額とします。）を乗じて得られた金額の金銭を当該組織再編等の承認後一定期間内に支給いたします。

以上